

一般社団法人日本救急救命士会新旧対照表

現行定款細則	改定案	備考欄
<p>第1条～第2条（省略）</p> <p><u>（評議員総数）</u></p> <p>第3条 評議員の総数は、当面の間、100名程度とする。</p> <p>（略）</p> <p>（評議員選出委員会の構成）</p> <p>第7条 評議員選出委員会は、以下の8名により構成する。</p> <p>① 選出委員長 1名</p> <p>② 選出副委員長 1名</p> <p>③ 選出委員 6名</p> <p>2 前項の評議員選出委員会の構成員は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下の規定により選任し、会長が委嘱する。</p> <p>① 選出委員長は、理事の中から理事会の決議により選任する。</p> <p>② 選出副委員長は、選出委員長が指名する。</p> <p>③ 選出委員は、選出委員長が評議員の中から指名する。</p> <p>3 委員の任期は4年（選任後、4年後に実施される<u>第8条第1号の定例選出の作業が終了するときまで</u>）とする。再任を妨げないが、<u>2期を超えてはならない。なお、委員の構成は半数以上の交代を原則とする。</u></p> <p>4 選出委員に欠員が生じた場合は、第2項の定めに従い欠員を補充するものとする。</p>	<p>第1条～第2条（現行とおりに）</p> <p>（第3条 削除）</p> <p>（以下、条数繰り上げ）</p> <p>（評議員選出委員会の構成）</p> <p>第6条 評議員選出委員会は、以下の8名により構成する。</p> <p>① 選出委員長 1名</p> <p>② 選出副委員長 1名</p> <p>③ 選出委員 6名</p> <p>2 前項の評議員選出委員会の構成員は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下の規定により選任し、会長が委嘱する。</p> <p>① 選出委員長は、理事の中から理事会の決議により選任する。</p> <p>② 選出副委員長は、選出委員長が指名する。</p> <p>③ 選出委員は、選出委員長が評議員の中から指名する。</p> <p>3 委員の任期は4年（選任後、4年後に実施される<u>第7条第1号の定例選出の作業が終了するときまで</u>）とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 選出委員に欠員が生じた場合は、第2項の定めに従い欠員を補充するものとする。</p>	<p>（削除）</p> <p>（変更）</p> <p>（一部削除）</p>

一般社団法人日本救急救命士会新旧対照表

現行定款細則	改定案	備考欄
<p>(略)</p> <p>(選挙の特則)</p> <p><u>第 15 条</u> 選挙理事及び選挙監事の立候補者がそれぞれ所定の人数（選挙理事 17 名、選挙監事 2 名）に達しない場合は、選挙を行わず、立候補者全員が当選者となり、当該当選者の選任を定時評議員会に諮るものとする。</p> <p>2 立候補者が定款第 25 条第 1 項に規定する定数の下限を割る場合は、理事会の決議により、定数の下限を満たす人数の理事候補者及び監事候補者を選出するものとする。</p> <p>3 前項の監事候補者は、評議員以外から選出することを妨げない。</p> <p>4 <u>天災、疫病の蔓延等により物理的な評議員会の開催、評議員の出席が困難である場合には、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び選挙監事候補者の選挙を実施することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附則 1. 天災、疫病の蔓延等により物理的な評議員会の開催、評議員の出席が困難である場合には、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び選挙監事候補者の選挙を実施することができる。</u></p>	<p>(以下、条数繰り上げ)</p> <p>(選挙の特則)</p> <p><u>第 15 条</u> 選挙理事及び選挙監事の立候補者がそれぞれ所定の人数（選挙理事 17 名、選挙監事 2 名）に達しない場合は、選挙を行わず、立候補者全員が当選者となり、当該当選者の選任を定時評議員会に諮るものとする。</p> <p>2 立候補者が定款第 25 条第 1 項に規定する定数の下限を割る場合は、理事会の決議により、定数の下限を満たす人数の理事候補者及び監事候補者を選出するものとする。</p> <p>3 前項の監事候補者は、評議員以外から選出することを妨げない。</p> <p>4 <u>前条第 3 項の選挙理事及び選挙監事の投票については、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票方法により実施することができる。</u></p> <p>(以下、条数繰り上げ)</p> <p><u>(附則 1. 削除)</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p>